感染症法改正に関する 声明

2021年1月26日

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

私たちは、新型コロナウイルス感染症対策として、入院措置に応じない者等に 懲役刑・罰金刑、積極的疫学調査に対して拒否・虚偽報告等をした者に対して罰 金を科す「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正案 (以下「改正案」という)に強く反対します。

ハンセン病患者は、らい予防法に基づく強制隔離政策によって、社会から排除され、筆舌に尽くしがたい苦難の人生を歩んできました。この隔離政策が憲法違反であったことは、2001年の熊本地裁判決で確定し、当時の小泉純一郎総理が患者たちに謝罪しました。このように、特定の患者を、法律に基づいて強制力をもって隔離すべき者と位置づけたことが、社会に偏見と差別を生み出し、患者に社会の中での居場所を失わせたのです。

現行の感染症法は、この過ちに対する反省に立って「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応する」(前文)と明記して制定されたものです。

今回の罰則をもって感染者を取り締まる改正案は、この歴史的教訓に学ばす、 感染者・患者の基本的人権を脅かすものです。

そもそも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入院拒否等によって拡大したわけでもなく、罰則をもって取り締まることが感染拡大防止に資するといえる根拠が見いだせません。また、新型コロナウイルス感染症については、医学的にも未解明な点も多く、入院先の確保を含め適切な医療の供給体制が確保されているとは言い難い現状にあります。このような環境下で、罰則をもって入院等を強制しようとすることの不合理は明らかです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、患者・感染者を罰則によって取り締まることによってではなく、安心して入院や治療を受けることができる医療体制や検査・調査体制の整備、そして、十分な情報提供と理解、相互の信頼に基盤をおいた対策によって実現されるべきです。

よって、改正法の罰則導入に強く反対し、見直しを求めます。